一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　長野県木曽郡南木曽町・下伊那郡売木村・泰阜村・根羽村（以上一町三村について次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
　㈠　立木の伐採の方法
　　1　次の森林については、主伐は、択伐による。
　　南木曽町・売木村・根羽村（以上一町二村について次の図に示す部分に限る。）
　　2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
　　3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　　4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第五百四十号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第十七条の八の規定に基づき、同法第十六条第三項に規定する登録講習機関である財団法人不動産流通近代化センターから登録講習機関の名称の変更の届出があったので、同法第十七条の十八第二号の規定に基づき次のとおり公示する。

平成二十四年五月九日　国土交通大臣　前田　武志

一　登録講習機関の名称の変更

変更前	財団法人不動産流通近代化センター
変更後	公益財団法人不動産流通近代化センター

二　変更する年月日　平成二十四年四月一日

○国土交通省告示第五百四十一号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第十七条の八の規定に基づき、同法第十六条第三項に規定する登録講習機関である株式会社日建学院から役員の氏名を変更する届出があったので、同法第十七条の十八第二号の規定に基づき次のとおり公示する。

平成二十四年五月九日　国土交通大臣　前田　武志

一　役員の氏名の変更

変更前	土屋　和夫
変更後	堀口　悦夫

二　変更する年月日　平成二十四年二月二十二日

○国土交通省告示第五百四十二号

宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号）第十三条の二十二の規定に基づき、同規則第十三条の十六第一号に規定する登録実務講習実施機関である財団法人不動産流通近代化センターから登録実務講習実施機関の名称及び登録実務講習事務を行う事務所の名称を変更する届出があったので、同規則第十三条の三十二第二号の規定に基づき次のとおり公示する。

平成二十四年五月九日　国土交通大臣　前田　武志

一　登録実務講習実施機関の名称及び登録実務講習事務を行う事務所の名称の変更

変更前	財団法人不動産流通近代化センター
変更後	公益財団法人不動産流通近代化センター

二　変更する年月日　平成二十四年四月一日

国会事項

衆議院

質問書提出

五月七日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

金融・証券税制のこれまでの推移と今後の在り方に関する質問主意書（橘慶一郎提出）
ホルムズ海峡が封鎖された場合の国内エネルギー対策に関する質問主意書（河野太郎提出）
米国防総省が米国議会に報告した最新鋭ステルス戦闘機Ｆ35の日本へ売却する額に関する質問主意書（木村太郎提出）
検察官による虚偽捜査報告書の作成に関する質問主意書（浅野貴博提出）

会議

五月八日（火曜日）　午後一時　本会議

参議院

質問主意書提出

五月七日議員から次の質問主意書が提出された。

補助金等の交付に関する事務に関する質問主意書（寺田典城提出）（第一〇〇号）
緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステムの有効な活用に関する再質問主意書（福島みずほ提出）（第一〇一号）

質問主意書転送

五月七日次の質問主意書を内閣に転送した。

風力発電を始めとする再生可能エネルギーの導入等に伴う措置に関する質問主意書（長谷川岳提出）（第九三号）
原子力安全委員会の機能不全に関する質問主意書（浜田昌良提出）（第九四号）
きのこ原木等の購入支援に関する質問主意書（上野通子提出）（第九五号）
ＡＩＪ投資顧問及びアイティーエム証券による企業年金資金消失問題における証券取引等監視委員会の対応等に関する質問主意書（若林健太提出）（第九六号）
ＡＩＪ投資顧問による企業年金資金消失問題における名義貸しの実態に関する質問主意書（若林健太提出）（第九七号）
南スーダンにおける我が国の国連平和維持活動参加に関する質問主意書（佐藤正久提出）（第九八号）
東京電力による電気料金値上げに関する質問主意書（浜田昌良提出）（第九九号）

人事異動

内閣

○財務大臣臨時代理
　国務大臣　鹿野　道彦
財務大臣安住淳海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に財務大臣の職務を行う国務大臣に指定する
　（京都地方裁判所判事）判事　冨田　一彦
簡易裁判所判事に兼ねて任命する
　（長崎家庭裁判所判事）同　小島　正夫
願に依り本官を免ずる（以上五月二日）
○経済産業大臣臨時代理
　国務大臣　藤村　修
経済産業大臣枝野幸男海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に経済産業大臣の職務を行う国務大臣に指定する
○環境大臣臨時代理
　同　藤村　修
環境大臣細野豪志海外出張不在中経済産業大臣枝野幸男帰朝までの間内閣法第十条の規定により臨時に環境大臣の職務を行う国務大臣に指定する
○環境大臣臨時代理
　同　枝野　幸男
環境大臣細野豪志海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に環境大臣の職務を行う国務大臣に指定する
　同　藤村　修
内閣府特命担当大臣細野豪志海外出張不在中内閣府特命担当大臣枝野幸男帰朝までの間内閣府特命担当大臣（原子力行政担当）事務代理を命ずる
　同　枝野　幸男
内閣府特命担当大臣細野豪志海外出張不在中内閣府特命担当大臣（原子力行政担当）事務代理を命ずる
　同　藤村　修
内閣府特命担当大臣枝野幸男海外出張不在中内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償支援機構担当）事務代理を命ずる